

神戸市特定事業主行動計画の実施状況

次世代育成支援対策推進法第 19 条 6 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条 6 項・第 21 条に基づき、実施状況及び公表事項について以下のとおり公表します。（教育委員会に勤務する教職員は除く）。

1. 主な取り組み内容

- ・働き方改革の推進（場所・時間・書類によらない働き方の推進等）
- ・キャリア形成支援研修、ワーク・ライフ・バランス研修
- ・ハラスメントの防止に向けた取組指針に基づく対応
- ・「実力本位・人物本位」の人事を目的とした係長昇任選考の実施
- ・一人ひとりのキャリアを意識した人材育成（庁内公募制度（育児等両立応援枠）等）
- ・「仕事と子育ての両立を上司が応援するプログラム」の活用
- ・課長級の人事評価において「育児休業の取得促進に向けた取り組み状況」について評価
- ・管理職へ育児休業等取得促進研修の実施

2. 実施状況

項目	目標値	現状値※ 1
管理的地位等にある職員に占める 女性職員の割合	25.0% (令和 7 年度末)	23.0%
男性職員の育児休業取得率※ 2	—	—
市長部局	85% (1 週間以上) (令和 6 年度末)	82.7%
その他任命権者		100%
消防局	50% (令和 6 年度末)	80.9%
水道局		100%
交通局		80.8%
教育委員会		47.1%
男性職員の育児参加休暇取得率※ 2	100% (令和 6 年度末)	51.8%

※ 1 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は令和 7 年 4 月 1 日時点、男性職員の育児休業取得率・育児参加休暇取得率は令和 6 年度実績を記載。

※ 2 男性職員の育児休業取得率等については、教育委員会に勤務する教職員を含む。

○ 女性職員の育児休業取得率 99.4%

(男性職員の育児休業取得期間内訳)

	1週間 未満	～2週 間未満	～1月 未満	～3月 以下	～6月 以下	～9月 以下	～12 月以下	～24 月以下	24月 超	1週間 以上 取得者
市長部局	2.0%	0.7%	10.7%	24.7%	13.3%	9.3%	16.0%	8.0%	—	82.7%
その他 任命権者	—	—	—	50.0%	—	50.0%	—	—	—	100%

※ 母数は令和6年度に子が生まれた男性職員

3. 女性の職業選択に資する情報の公表について

項目	現状値（令和7年4月1日時点）
全職員に占める女性職員の割合	36.3%
採用した職員に占める女性職員の割合	令和6年度途中採用：41.5% 令和7年度採用：48.1%
職員の平均継続勤務年数	男性：20.6年 女性：16.3年
各役職段階の職員の女性職員の割合	局長級：13.0% 部長級：12.6% 課長級：26.1% 係長級：25.8%
職員の給与の男女の差異	別紙のとおり

※ 各役職段階の対応関係については、以下のとおり。

本庁部局長・次長相当職 - 局長級・部長級、 本庁課長相当職 - 課長級、 本庁係長相当職 - 係長級

※ 役職付職員に関する割合項目以外については、教育委員会事務局に勤務する教職員を含む。

別紙

職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全職員	79.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長級	97.7%
部長級	100.5%
課長級	96.3%
係長級	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	96.0%
26～30年	94.9%
21～25年	91.3%
16～20年	86.0%
11～15年	83.5%
6～10年	86.2%
1～5年	93.3%

【説明欄】

【短時間勤務職員の取扱いについて】

短時間勤務職員の職員数については、常勤職員の所定勤務時間を基礎として勤務時間数に応じた按分を行い、計上している。なお、令和7年度の公表より、勤務時間が週15時間30分未満の職員は算定対象外としている（令和6年度の公表においては、勤務時間が週20時間未満の職員は算定対象外）。

【「1. 全職員に係る情報」における男女の給与の差異が生じている理由】

○任期の定めのない常勤職員

男性より女性の方が、平均勤続年数が短く、役職に就いている割合が低いため。

○任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員）

男性より女性の方が、主に補助的な業務を担っている会計年度任用職員の割合が高いため。

○全職員

男性より女性の方が、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が高いため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。